令和３年（２０２１年）５月１５日

熊本県新型インフルエンザ等対策協議会
構成機関・団体の長　様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第３１条の４第１項に基づく「まん延防止等重点措置」の適用に伴う対策の強化について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、感染の急拡大を受けて、令和２年（２０２１年）５月７日に「熊本蔓延防止宣言」を出し、外出自粛要請や営業時間短縮要請等の強い対策を講じてきましたが、令和３年（２０２１年）５月１４日付けで新型インフルエンザ等対策特別措置法第３１条の４第１項に基づく「まん延防止等重点措置」の適用を受けたところです。

この決定を踏まえて、「熊本蔓延防止宣言」に基づく対策を県内全域で強化することとし、下記の措置を講じることとしました。

つきましては、貴所属機関・団体等へ周知するなど、感染拡大防止対策の効果が最大化されるよう御協力いただきますようお願いします。

記

１　重点措置を講じる区域（措置区域）
熊本市全域

２　期間
令和３年（２０２１年）５月１６日（日）から６月１３日（日）まで

３　措置区域における対策の内容
別紙「第２８回熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料」のとおり

４　措置区域外における対策の内容
別紙「第２８回熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料」のとおり

（添付資料）
・第２８回熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
・熊本県公報（令和３年（２０２１年）５月１５日付け号外第２６号）

＜お問合せ先＞
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
担当：中満、浦江、小堀
直通：096-333-2239（内線 5947、5948）

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第２８回）

日　時：令和３年５月１５日（土）１１：００～

場　所：知事応接室

次　　第

１　開　　会

２　本部長訓示

３　議　　事

（１）感染者の発生状況について　　資料１

（２）「まん延防止等重点措置」の適用に係る対策の強化について　　資料２

（３）時短要請に伴う協力金の概要（案）について　　資料３

（４）その他

全国と熊本県の陽性確認状況

本県の5月12日までのデータによる
全国のデータは厚生労働省より(5月12日まで)

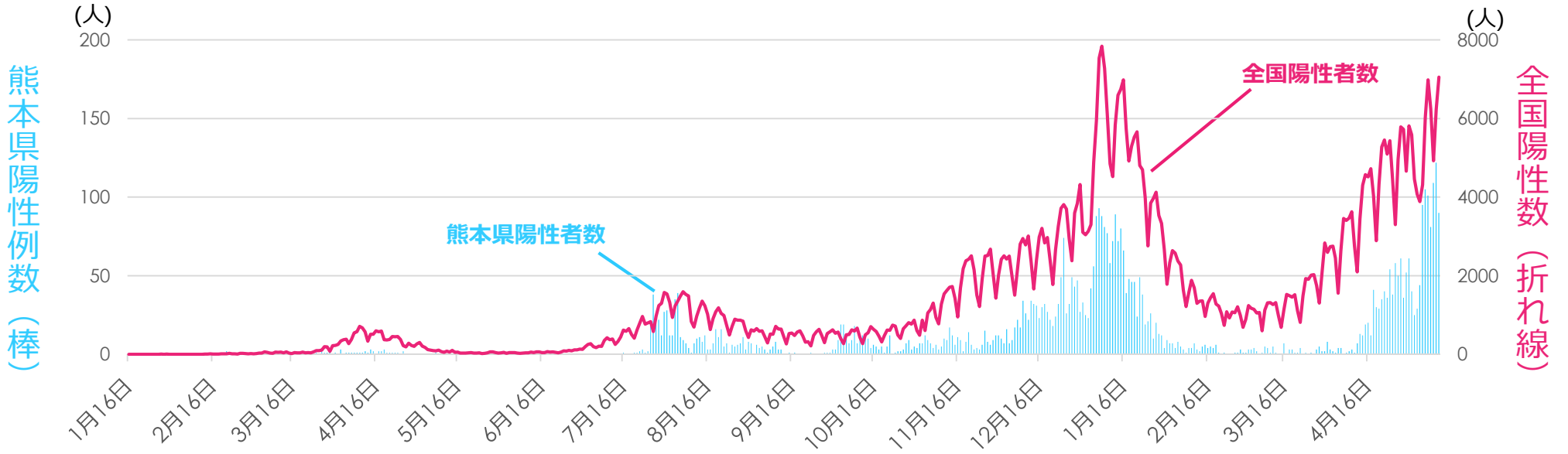

県内の陽性確認状況とリスクレベル

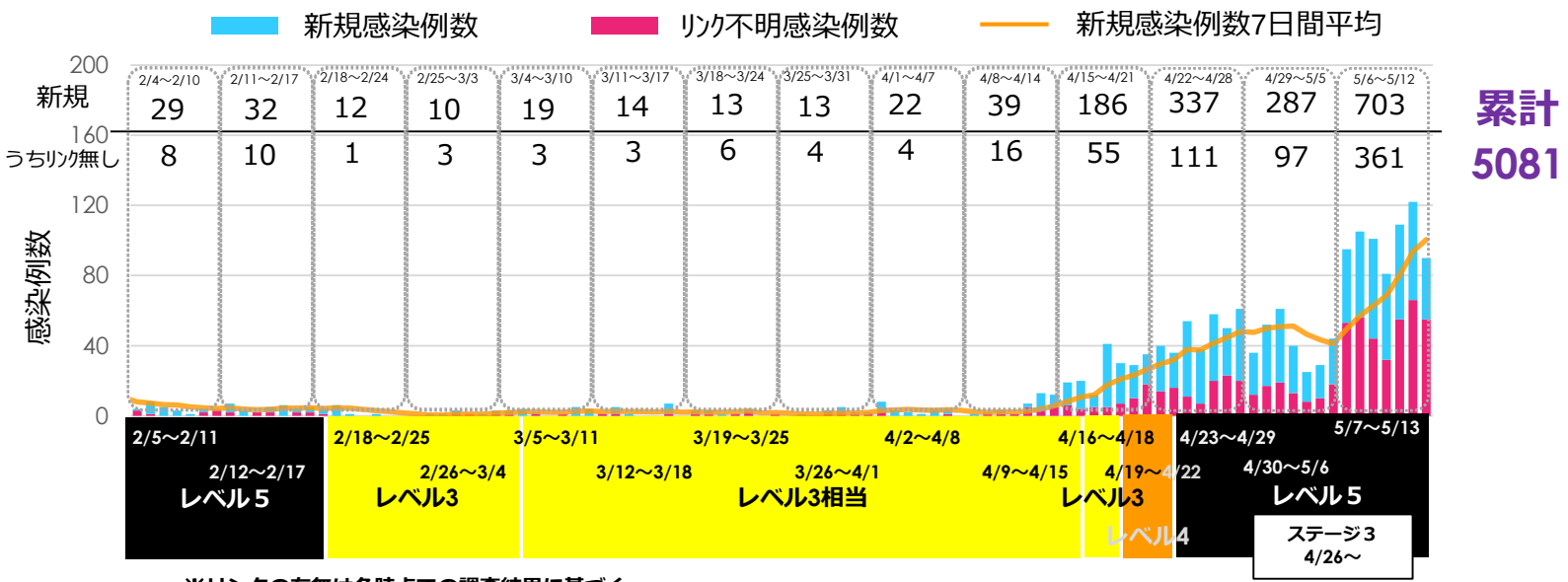

累計
5081

※リンクの有無は各時点での調査結果に基づく

資料１

県内のクラスターの発生件数

本県の5月12日までのデータによる

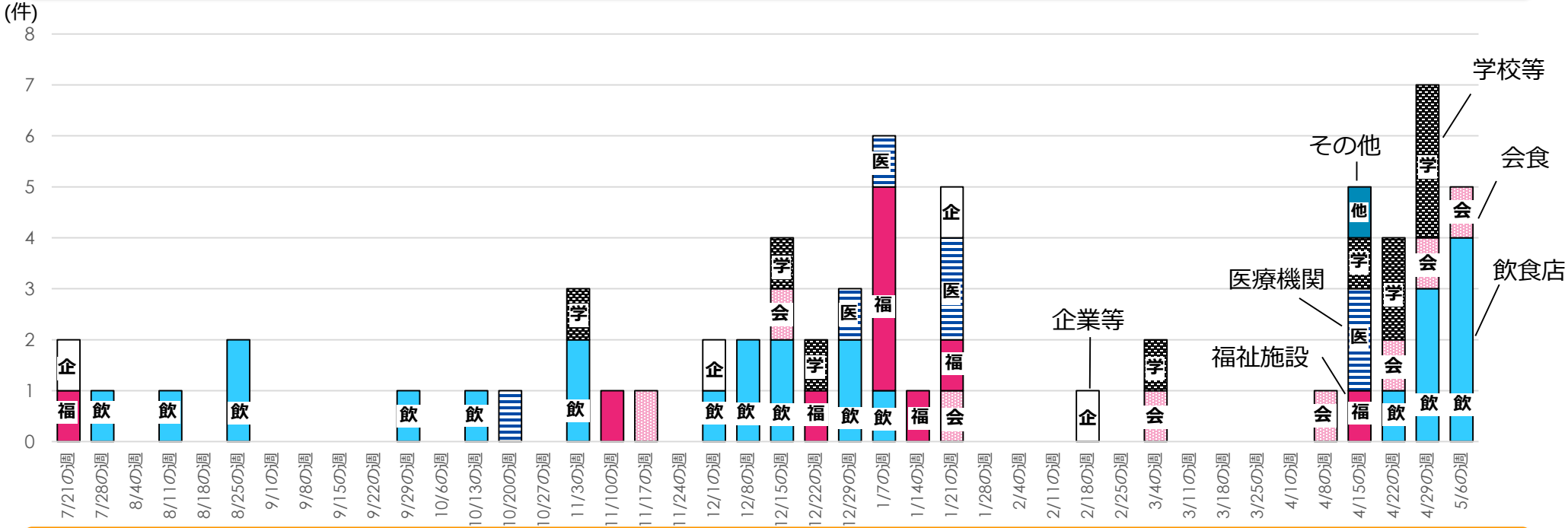

リンク無し陽性者の確認状況

本県の5月12日までのデータによる
※リンクの有無は各時点での調査結果に基づく

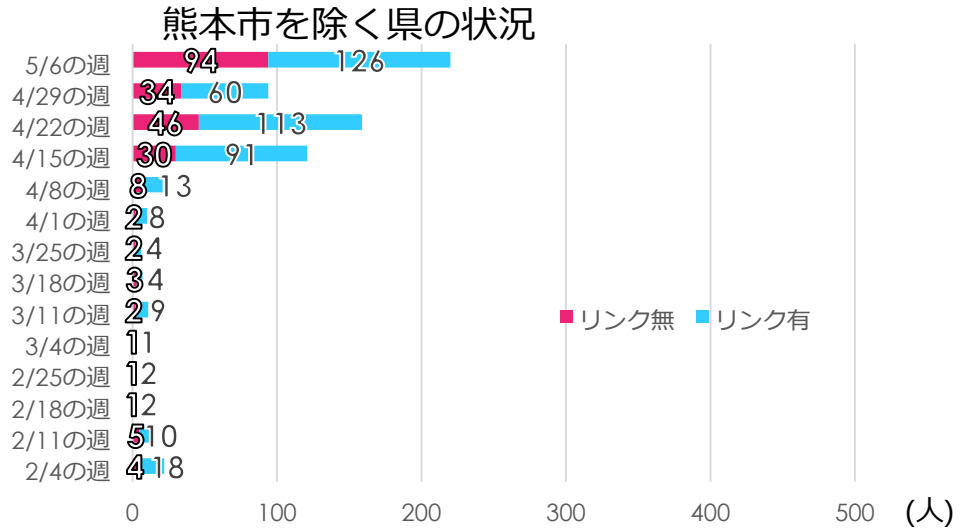

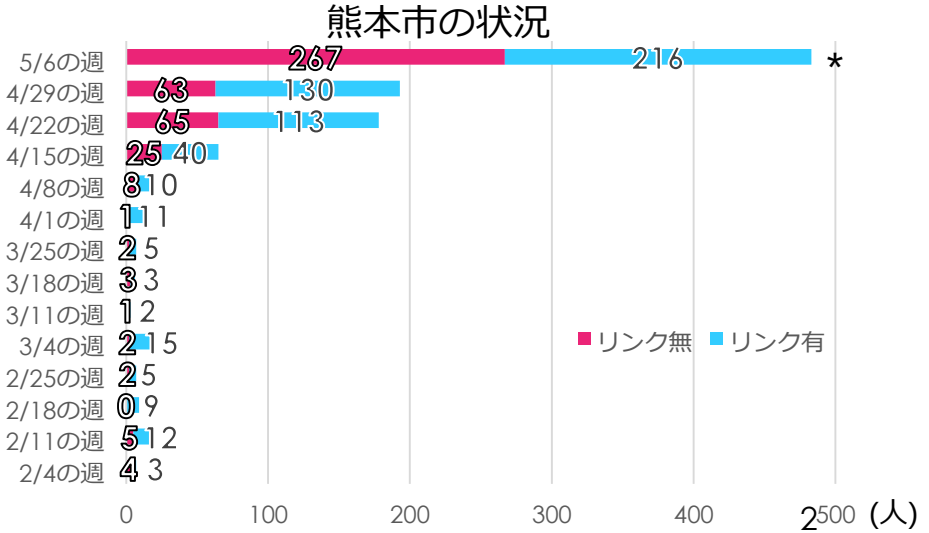

＊リンク調査が完了していないものは、リンクなしに計上

各保健所ごとの10万人あたり陽性者数（５月６日～５月１２日）

保健所名	新規陽性者数（リンク無し）	人口10万人あたり陽性者数
熊本市保健所	４８３　（２６７）	65.4
有明保健所	３８　（　２１）	24.4
山鹿保健所	７　（　４）	14.0
菊池保健所	５５　（　２３）	29.7
阿蘇保健所	１６　（　７）	26.5
御船保健所	３４　（　１１）	41.6

保健所名	新規陽性者数（リンク無し）	人口10万人あたり陽性者数
宇城保健所	３２　（　１２）	30.8
八代保健所	１６　（　６）	11.8
水俣保健所	５　（　３）	11.2
人吉保健所	１１　（　４）	13.1
天草保健所	６　（　３）	5.5
合計	７０３　（３６１）	40.2

※リンクは調査により変動することがある

保健所ごとの10万人あたり陽性者数（1週間合計）推移

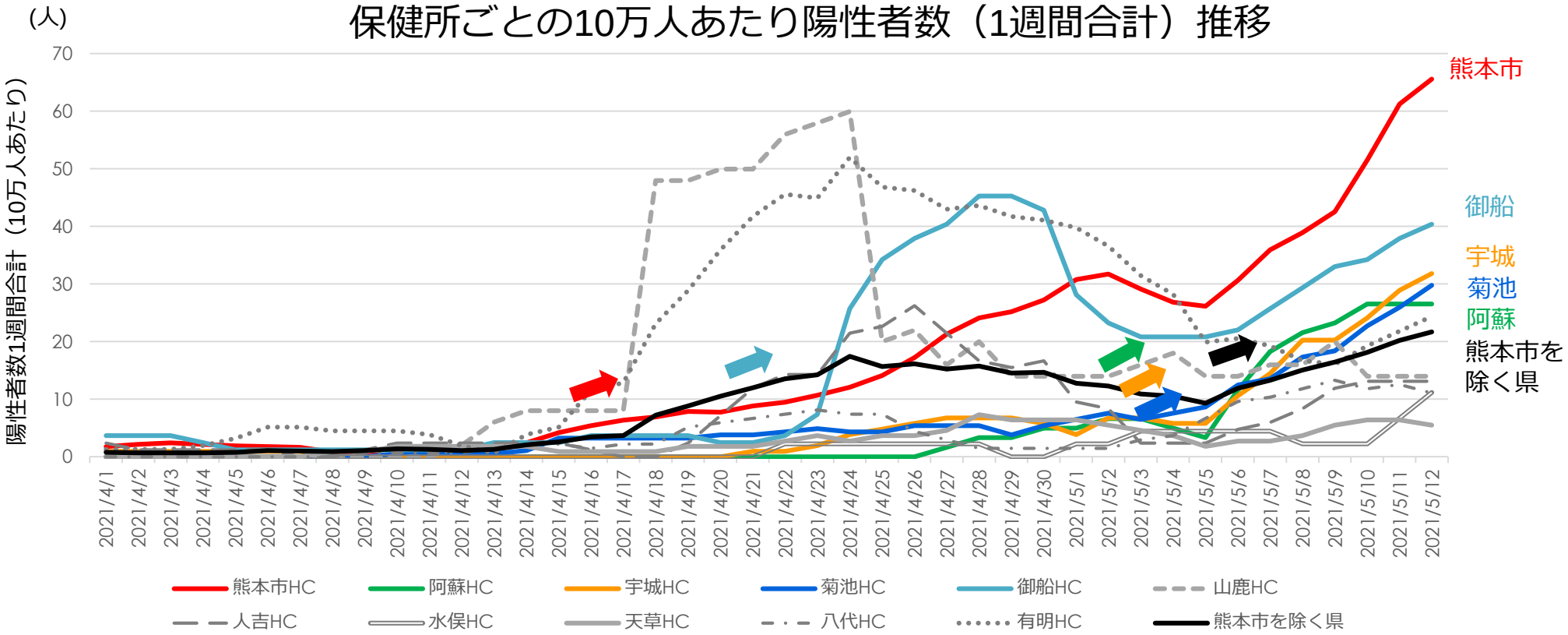

県内の変異株の状況

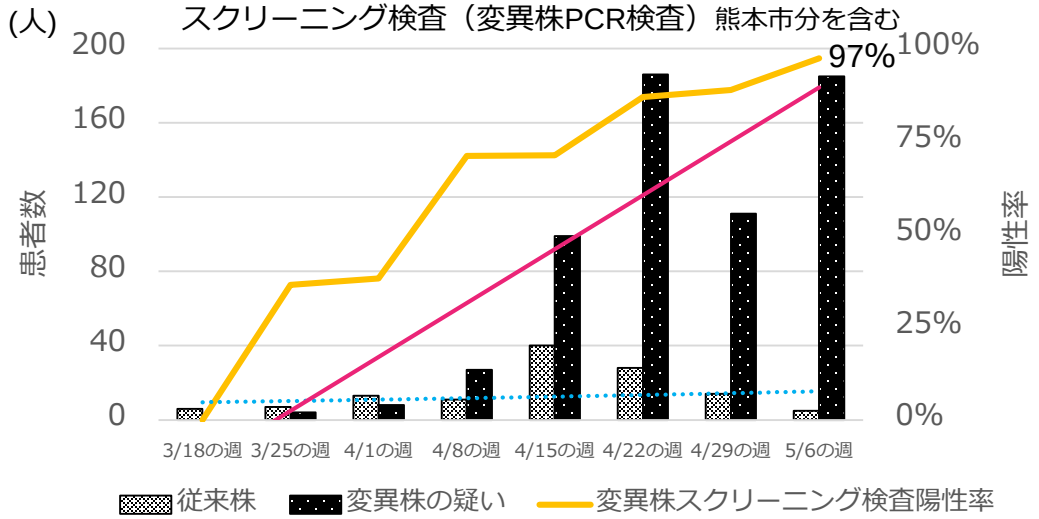

確定検査（ゲノム解析）結果

変異株	確認数
英国型	１１１
南アフリカ型	0
ブラジル型	0
フィリピン型	0
インド型	0

※患者の新型コロナウイルス陽性確定日別に集計（5月13日時点）。これまでの資料と数値が異なる場合があるが、集計時点の違いによるも

県内の感染状況の指標

※感染経路不明割合は各時点での調査結果に基づく

	医療提供体制等の負荷				感染の状況			早期探知指標
	①医療の逼迫具合			②療養者数	③PCR陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路不明割合	**新規陽性者数の前週今週比**
	入院医療		重症者用病床					今週先週比が 1.0 を超える状況が継続する場合には注意が必要
	確保病床使用率	入院率※	確保病床使用率		週移動平均	週合計	直近一週間	
ステージ４	**50%以上**	**25%以下**	**50%以上**	**524人以上**	**10%以上**	**437人以上**	**50%以上**	
ステージ３	**20%以上**	**40%以下**	**20%以上**	**349人以上**	**5%以上**	**262人以上**	**50%以上**	
ステージ２	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階							
ステージ１	医療提供体制に特段の支障がない段階							
5月12日	49.3%	31.9%	33.9%	771人	19.0%	703人	361人(51.4%)	2.45
5月5日	42.4%	42.3%	27.1%	504人	11.5%	287人	97人(33.8%)	0.85
4月28日	40.2%	48.4%	15.3%	419人	11.0%	337人	111人(32.9%)	1.81
4月21日	22.0%	63.1%	5.1%	176人	8.5%	186人	55人(29.6%)	4.77
4月14日	6.9%	ー	5.1%	42人	7.2%	39人	16人(41.0%)	1.77
4月7日	5.5%	ー	3.4%	30人	5.0%	22人	4人(18.2%)	1.69
3月31日	4.2%	ー	3.4%	25人	3.4%	13人	4人(30.8%)	1.00
3月24日	3.8%	ー	1.7%	24人	4.4%	13人	6人(46.2%)	0.93

※…療養者数が人口10万人あたり10人以上（174人）の場合に適用

「まん延防止等重点措置」の適用に係る対策の強化について

4/23　リスクレベル5
県外への移動自粛(4/24～)
高齢者の外出自粛(4/24～)
有明HC管内の外出自粛(4/24～)

4/26　ステージ3
熊本市中心部の酒類提供飲食店への21時までの時短（4/29～）
熊本市の外出自粛（4/27～）

5/4　福岡に合わせた強化
有明保健所管内の酒類提供飲食店への21時までの時短(5/6～)

5/7　熊本蔓延防止宣言
熊本市全域の酒類提供飲食店への20時までの時短(5/10～)

5/14ステージ４
急拡大により、分科会指標がステージ４水準を超過

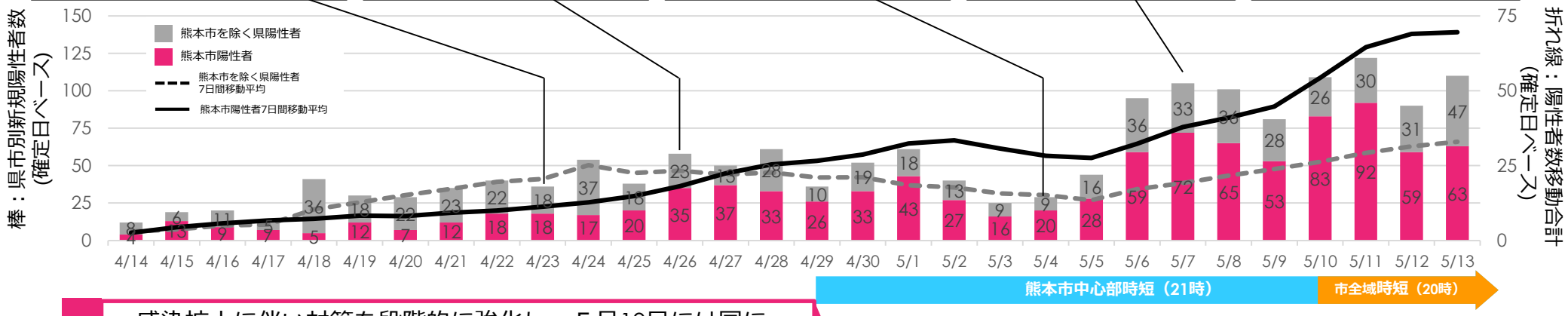

現在の状況

・感染拡大に伴い対策を段階的に強化し、５月10日には国に「まん延防止等重点措置」の適用を要請
・５月14日、国は本県に適用することを決定
・感染は熊本市を中心に県全域で拡大し、国ステージ４の状況

**「熊本蔓延防止宣言」による対策を全県的に強化
熊本市を重点措置区域と定め、最大限の対策を実施**

熊本市におけるまん延防止等重点措置により強化する対策概要（5月16日から6月13日）

・全ての飲食店に対する午後８時までの営業時間短縮要請
・全ての飲食店に対する終日の酒類提供・持ち込みの自粛要請 、飲食が主たる業の店舗のカラオケ設備の利用自粛要請
・午後８時以降に飲食店にみだりに出入りしないよう要請
・1000㎡を超える集客施設†に対する午後８時まで(イベント開催時は午後9時まで)の営業時間短縮要請
・「出勤者数の7割削減」を目指すことも含めた在宅勤務等を働きかけ

全県的に強化する対策概要（5月16日から6月13日）

・不要不急の外出自粛要請（時短要請時間以降は徹底）
・全ての飲食店（熊本市を除く）に対する午後９時までの営業時間短縮要請（酒類提供・持ち込みは午後8時30分まで）
・集客施設†に対する午後９時までの営業時間短縮の協力依頼
・イベントについて、上限を5,000人、開催時間を午後９時までとする要請
・県有施設を基本的に休館し、予約済みのものについても、開館時間を午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）
・大学を含む学校に対し、感染リスクの高い活動の制限又は自粛の徹底、感染状況に応じて時差登校の実施等を要請

†…新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる施設

資料2

「まん延防止等重点措置」適用等に係る対策の強化について

赤字…基本的対処方針により基本的に実施することとされているもの
黄字…基本的対処方針により知事の判断で実施の有無を決めるとされているもの
黒字…国からの事務連絡で実施が規定／他自治体で実施されているもの等

㉔㉛…特措法の根拠条項　協 …協力金の支給対象となり得る

特措法第24条第9項…住民・事業者への協力要請。罰則等なし。
特措法第31条の６第１項、２項…まん延防止等重点措置に係る区域の住民・事業者への要請。事業者への要請には命令・罰則あり。

	重点措置区域（熊本市）	重点措置区域（熊本市）以外の地域
外出	㉔日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請（20時以降は徹底） ㉛20時以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請 ㉔路上・公園等での集団飲酒等の自粛要請	㉔日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請（21時以降は徹底） ㉔路上・公園等での集団飲酒等の自粛要請
飲食店	㉛全ての飲食店に対する20時までの営業時間の短縮要請 協 ㉛飲食店に対する酒類提供・持ち込みの自粛要請 ㉛飲食が主たる業の店舗のカラオケ設備の利用自粛要請 ㉛「入場者の整理」「マスク着用の徹底」などの事業者への要請	㉔全ての飲食店に対する21時までの営業時間の短縮要請 協 (酒類提供・持ち込みは20時30分まで) ㉔感染防止対策の徹底
集客施設等 大規模イベント	㉔1000㎡超の施設は開館時間を20時まで（イベント開催時は21時まで）とする要請 協 ・1000㎡以下の施設は開館時間を21時までとする協力依頼 ・入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底と、入場整理等の実施をホームページにおいて周知するよう協力依頼	・開館時間を21時までとする協力依頼 ・入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底と、入場整理等の実施をホームページにおいて周知するよう協力依頼
	㉔上限5,000人、開催時間の短縮（21時まで）要請	㉔上限5,000人、開催時間の短縮（21時まで）要請
事業者	・「出勤者数の7割削減」を目指すことも含めた在宅勤務等を協力依頼	・「出勤者数の7割削減」を目指すことも含めた在宅勤務等を協力依頼
県有施設	・県有施設を基本的に休館し、予約済みのものについても、開館時間を20時まで（イベント開催時は21時まで）とする	・県有施設を基本的に休館し、予約済みのものについても、開館時間を20時まで（イベント開催時は21時まで）とする
学校	㉔大学を含む学校に対し、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の徹底、学校の感染状況に応じて、時差登校、時間短縮、臨時休業、オンライン授業の実施等を要請	㉔大学を含む学校に対し、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の徹底、学校の感染状況に応じて、時差登校、時間短縮、臨時休業、オンライン授業の実施等を要請

【熊本蔓延（まん）防止宣言】

まん延防止等重点措置に係る熊本県の対策

令和３年５月１５日

熊本県

資料2　別添資料

県独自の対策強化：熊本県全域
重点措置による対策強化：熊本市
期間：令和3年5月16日(日)から6月13日(日)
根拠：新型インフルエンザ等対策特別措置法

1　基本的な感染防止対策の徹底【特措法第24条第９項】

① 症状がなくとも、マスク着用
② こまめな手洗い・手指消毒
③ 発熱時は仕事等を休み、すぐにかかりつけ医等に電話相談！

・「新しい生活様式」の実践をお願いします。
・マスク着用、手洗い、人と人との距離の確保等の感染防止対策を徹底してください。
・帰宅直後の手洗いや入浴、発熱等の症状がある同居者と部屋を分けるなど、家庭内における感染防止対策を徹底してください。
・厚生労働省がリリースした接触確認アプリの積極的な利用をお願いします。

2　移動・外出について

　基本的には不要不急の外出は控えて下さい。特に、発熱やかぜの症状がある場合は厳に外出を控え、特に会食等に参加しないようにしてください。
　外出する必要があるときは、マスク着用等の感染防止対策を徹底し、「3つの密」のある場は避けて下さい。

県全域における対策【特措法第24条第９項】

移動

・**全ての県外への不要不急の移動※を控えて下さい。**
　特に、緊急事態措置区域との往来は厳に控えて下さい。

外出

・**県全域において、日中も含めた不要不急の外出※を控えて下さい。**
　特に、午後９時以降は徹底して下さい。
・路上・公園等での集団飲酒等はしないで下さい。

※…医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除きます。

熊本市における重点的対策【特措法第24条第9項、第31条の６第２項】

外出

・**日中も含めた不要不急の外出※を控えて下さい。**
　特に午後8時以降は徹底して下さい。
・路上・公園等での集団飲酒等はしないで下さい。
・**午後8時以降、飲食店にみだりに出入りしないようして下さい。**

3　会食について

全国的にも、会食を原因とする感染は相次いでおり、ハイリスクであることが分かっています。リスクを避ける行動を徹底して下さい。

県全域における対策【特措法第24条第９項】

会食は、宅飲みを含み、感染リスクを最小化するために、下記に留意して実施して下さい。

①なるべく普段から一緒にいる人と
②人数を絞って
③「会食時の感染リスクを下げる４つのステップ」を遵守して

県内全域で、深夜遅くまでの飲酒や会合など、感染拡大につながる行動を控えて下さい。

感染防止対策が講じられていない飲食店は利用しないようお願いします。

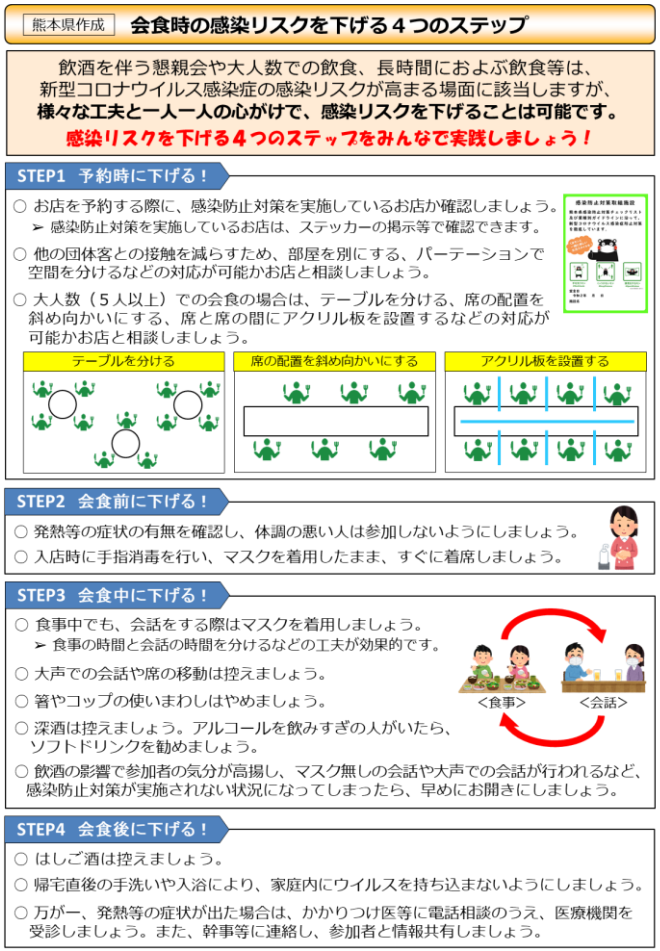

4　飲食店事業者の皆様への要請

熊本市を除く地域における対策【特措法第24条第９項】

（１）全ての飲食店について、**午後９時までの営業時間短縮を要請します。**

対象施設　午後9時以降も営業する飲食店

期間　令和3年5月16日(日)から令和3年6月13日(日)まで

要請内容　飲食店などを午後9時以降も営業する施設の管理者に対し、午後9時から翌日午前5時までの間、施設内に設けた客席の使用を伴う営業をしないよう要請します。**（酒類提供・客による持ち込みは午後8時30分まで）**

（２）県が示した業種別の「感染防止対策チェックリスト」、国が取りまとめている感染拡大予防ガイドラインにより、十分感染防止活動を行い、それが県民に分かるよう、令和2年7月30日付けで通知したステッカー等を掲示して下さい。

熊本市における重点的対策【特措法第24条第9項、第31条の６第１項】

（１）全ての飲食店について、**午後８時までの営業時間短縮を要請します。**

対象施設	午後8時以降も営業する飲食店
期間	令和3年5月16日(日)から令和3年6月13日(日)まで
要請内容	飲食店などを午後8時以降も営業する施設の管理者に対し、午後8時から翌日午前5時までの間、施設内に設けた客席の使用を伴う営業をしないよう要請します。

（２）県が示した業種別の「感染防止対策チェックリスト」、国が取りまとめている感染拡大予防ガイドラインにより、十分感染防止活動を行い、それが県民に分かるよう、令和2年7月30日付けで通知したステッカー等を掲示して下さい。

（３）全ての飲食店について、**終日の酒類の提供（利用者による店内持ち込みを含む）の自粛を要請します。**

（４）次の感染防止対策を実施して下さい。

- **熊本市で取り組まれている飲食店従業員向けのPCR検査の受検を推奨する**
- 事業所への入場者の感染防止のための整理及び誘導を行う
- 発熱その他の症状のある者の入場を禁止する
- 手指の消毒設備を設置する
- 事業所を消毒する
- 入場者に対するマスクの着用その他の感染防止に関する措置を周知する
- 正当な理由なくマスクの着用その他の感染防止に関する措置を講じない者の入場を禁止する
- 施設の換気を行う
- アクリル板等衝立の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止措置を講じる
- **飲食が主たる業の店舗のカラオケ設備の利用を自粛する**

5　イベントの開催に係る要請

県全域における対策【特措法第24条第９項】

期間　令和3年5月16日(日)から令和3年6月13日(日)まで

人数上限　5,000人以下

収容率

大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブのイベント等	**50%※以内**
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの クラシック音楽コンサート、演劇、舞踊、伝統 芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等	**100%以内**

※…異なるグループ又は個人間では座席を１席空けることとしつつ、同一グループ（5人以内に限る）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、収容率は５０%を超えることもありうる。

要請内容

営業時間は午後９時までとして下さい（無観客で開催されるものを除く）。
県の「イベント等の開催に係る留意事項について」を参考とし、感染防止対策を徹底して下さい。
全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が 1,000 人を超えるイベントの開催を予定する場合、施設管理者又はイベントの主催者は県に事前相談して下さい。

【チケット販売の取扱い】
　人数上限5,000人又は収容率50%のいずれかを上回るチケットを既に販売済の場合は、5月18日(火)以降の新規販売を停止します。それ以降については、上記の条件を満たすもののみの販売を可とします。

6　集客施設等への要請

熊本市における重点的対策【特措法第24条第9項】

対象施設　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設のうち、午後8時以降も開業する1,000㎡を超える施設

施設の類型	施設の種類	施設例
イベント関連施設等※	劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場　など
	集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など
	ホテル等	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
イベントを開催する場合がある施設※	運動施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場　など
	博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など
参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設	遊技場	スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など
	遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 など
	物品販売業を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など（生活必需物資を除く）
	サービス業を営む店舗	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など（生活必需サービスを除く）

期間　令和3年5月16日(日) から令和3年6月13日(日) まで

内容

不要不急の外出自粛の徹底及び施設における感染を防ぐため、**午後8時から翌日午前5時までの間、施設を使用しないよう要請します。(イベント開催時及び映画館については午後９時から翌日午前5時)**

※イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設については、施設の運営に際して、イベント開催か否かに関わらず、「５　イベントの開催に係る要請」に示した人数条件及び収容率を遵守して下さい。

入場者の整理誘導等を徹底して下さい。

また、その状況をホームページ等を通じて広く周知して下さい（協力依頼）

なお、スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド、葬儀場、図書館、ネットカフェ、漫画喫茶、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店などは時短要請の対象外です。一般的な感染防止対策の徹底と、入場者の整理誘導等の実施について、御協力をお願いします。

県全域における対策【協力依頼】

対象施設

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設のうち、午後9時以降も開業する施設（面積に関わらない）

施設の類型	施設の種類	施設例
イベント関連施設等※	劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場　など
	集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など
	ホテル等	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
イベントを開催する場合がある施設※	運動施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場　など
	博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など
参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設	遊技場	スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など
	遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 など
	物品販売業を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など（生活必需物資を除く）
	サービス業を営む店舗	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など（生活必需サービスを除く）

期間

令和3年5月16日(日) から令和3年6月13日(日) まで

内容

不要不急の外出自粛の徹底及び施設における感染を防ぐため、**午後9時から翌日午前5時までの間、施設を使用しないこと**に協力をお願いします。

※イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設については、施設の運営に際して、イベント開催か否かに関わらず、「５　イベントの開催に係る要請」に示した人数条件及び収容率を遵守して下さい。

入場者の整理誘導等を徹底して下さい。

また、その状況をホームページ等を通じて広く周知して下さい。

なお、スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド、葬儀場、図書館、ネットカフェ、漫画喫茶、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店などは時短協力依頼の対象外です。一般的な感染防止対策の徹底と、入場者の整理誘導等の実施について、御協力をお願いします。

7　その他【協力依頼、特措法第24条第9項】

事業者	業種別ガイドラインの遵守を要請 テレワークの推進等による出勤者数の７割削減への取組みの協力依頼 職場における感染防止のための取組み（手洗いや手指消毒、換気励行、テレビ会議の活用、昼休みの時差取得等）徹底の協力依頼
県有施設	県有施設を基本的に休館し、予約済みのものについても、開館時間を20時まで（イベント開催時は21時まで）とする。
学校	大学を含む学校に対し、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の徹底、学校の感染状況に応じて、時差登校、時間短縮、臨時休業、オンライン授業の実施等を要請
高齢者施設	オンライン研修等による、感染防止対策実施を要請 従業員にわずかでも症状がある場合、確実に仕事を休ませる体制構築を要請 高齢者施設等の従事者に対するPCR検査等の積極的受検の協力依頼

飲食店に対する時短要請協力金の概要（案）

まん延防止等重点措置区域の指定を行った熊本市及び熊本市を除く県内全域の飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴い、全面的(※)に協力いただいた事業者の方々（店舗ごと）に協力金を支給する。

1　要請期間

①熊本市：令和３年５月１６日（日）２０時　～　令和３年６月１４日（月）０時
②熊本市を除く熊本県内全域：令和３年５月１６日（日）２１時　～　令和３年６月１４日（月）０時

2　対象区域

①熊本市（まん延防止等重点措置区域）
②熊本市を除く熊本県内全域

3　対象者

①熊本市：２０時以降も営業している飲食店等（約４，５００店舗）
②熊本市を除く熊本県内全域：２１時以降も営業している飲食店等（約４，０００店舗）

4　要請内容

①熊本市：営業時間を２０時までに短縮（終日の酒類提供・持ち込みは行わない）
②熊本市を除く熊本県内全域：営業時間を２１時までに短縮（酒類提供・持ち込みは２０時３０分まで）

5　交付額

(※)遅くとも１８日から要請に応じていただければ、その日以降の期間の協力金をお支払いします。

＜中小企業等（売上高方式）＞

①熊本市（まん延防止等重点措置区域）

前年度又は前々年度の１日あたりの売上高	１日あたりの給付額
7万5,000円以下（年間：～約3,000万円）	3万円
7万5,001円～25万円（年間：約3,000万円～約1億円）	前年度又は前年年度の１日あたりの売上高の4割
25万円超（年間：1億円～）	10万円

②熊本市を除く熊本県内全域

前年度又は前々年度の１日あたりの売上高	１日あたりの給付額
8万3,333円以下（年間：～約3,000万円）	2万5,000円
8万3,334円～25万円（年間：約3,000万円～約1億円）	前年度又は前々年度の１日あたりの売上高の3割
25万円超（年間：1億円～）	7万5,000円

＜大企業（売上高減少方式）＞ ※中小企業等も選択可

［1日あたりの給付額］
前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割
①上限額（熊本市）：20万円
②上限額（熊本市を除く熊本県内全域）：20万円又は前年度もしくは前々年度の１日あたり売上高×３割の低い方

◇コールセンター：平日9時～17時
Tel：096-333-2828
（5月15日㈯、16日㈰は対応）

◇飲食店の見回りを実施

資料3

大規模集客施設時短要請協力金(案)

内容

まん延防止等重点措置地域(熊本市全域)において、以下の集客施設(飲食店等以外)における20時まで(イベント開催時や映画館は21時まで)の営業時間短縮要請に伴い、全面的(※)に協力頂いた事業者の方々に協力金を支給する。

(※)遅くとも１８日から要請に応じていただければ、その日以降の期間の協力金をお支払いします。

要請期間

令和3年5月16日(日)から6月13日(日)まで

対象施設

熊本市内の20時以降も営業している施設

①建物の床面積が1，000㎡を超える

劇場･集会場、ホテル又は旅館(集客の用に供する部分に限る)、体育館等運動施設、博物館等、遊興施設･遊技場(スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター等)、ショッピングセンター･百貨店等、サービス業を営む店舗(スーパー銭湯)等

②①の一部を賃借するテナント等(飲食店以外の事業を営む事業者)

◇コールセンター
平日9時～17時
Tel：
096-213-7090

支給金額

①大規模施設等　1,000㎡毎に20万円／日×時短率(※)×時短日数

②①のテナント等　100㎡毎に2万円／日×時短率(※)×時短日数

但し、映画館についての支給金額は、①に加え②として
「スクリーン数×2万円×時短により上映できなかったスクリーン数の割合×時短日数」を支給

※　時短率：時短した時間／本来の営業時間